国の出先機関改革に係る公開討議 説明資料

漁業調整事務所

平成 2 2 年 5 月 2 4 日

農林水産省

目 次

漁	業	調	整	事	務	所	の	概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
漁	業	調	整	事	務	所	に	つ	い	て																		3
全	围	の	主	な	漁	業	調	整	問	題										•								4

漁業調整事務所の概要

1 漁業調整事務所の役割

○ 漁業調整事務所は、全国6か所に設置

北海道漁業調整事務所、仙台漁業調整事務所、新潟漁業調整事務所、境港漁業調整事務所瀬戸內海漁業調整事務所、九州漁業調整事務所

- 具体的には、以下の事務を主に実施。
 - ① 漁業の許可等
 - ② 漁業の取締り
 - ③ 漁業調整
 - ④ 広域的な資源回復計画の策定・管理
 - ⑤ 外国漁船の寄港の許可
- 近年、外国漁船による違法操業の広域化、悪質・巧妙化に伴い、漁業取締り体制を強化するため、取締 り事務へ人員を集中させているところ。

2 機構・定員

○ 機構: 総務課、資源課、漁業監督課等から構成

※漁業調整事務所により設置される課名は異なることがある。

○ 定員: 平成22年4月現在 176名

3 設置等の経緯

昭和27年8月 水産駐在所を母体に、漁業調整事務所(北海道、仙台、新潟、香住、福岡) と漁業調整事務 局(瀬戸内海、有明海) を設置

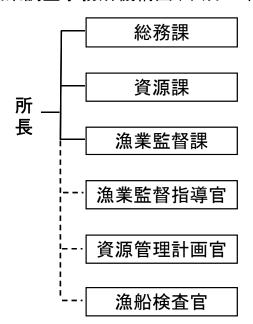
昭和53年7月 有明海漁業調整事務局を廃止。福岡漁業調整事務所に有明海漁業調整事務局の業務を追加し、九州漁業調整事務所と改称。

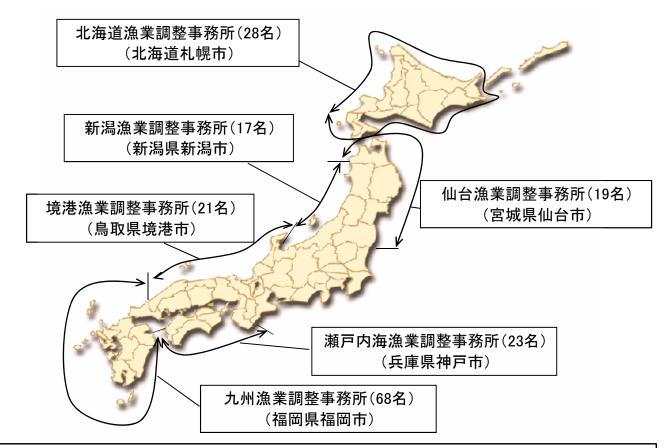
瀬戸内海漁業調整事務局を瀬戸内海漁業調整事務所に改称。

平成9年10月 香住漁業調整事務所を境港漁業調整事務所に改称。

○漁業調整事務所機構図(平成22年4月現在)

○漁業調整事務所の管轄区域





<参考>漁業調整事務所の管轄区域

北海道漁業調整事務所:北海道の地先海面

仙台漁業調整事務所:青森県、岩手県、宮城県、福島県の地先海面 新潟漁業調整事務所:秋田県、山形県、新潟県、富山県の地先海面

|境港漁業調整事務所:石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県の地先海面(瀬戸内海の海面を除く。)

|瀬戸内海漁業調整事務所:瀬戸内海の海面並びに和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県の地先海面

九州漁業調整事務所:山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の地先海面(瀬戸内海 の海面を除く。)

漁業調整事務所について

漁業調整事務所の主な事務

☆漁業の許可等

「都道府県域を越えて広範囲にわたり操業する大臣 許可漁業に対する漁業の許可等

☆漁業の取締り

大臣許可漁業や外国漁船に対する指導・取締り

☆漁業調整

(漁場等を巡る漁業者間の紛争について協議の斡旋等(漁業調整問題の具体例)

- ・愛知県渥美外海におけるサヨリ船曳網漁業に係る調整問題 (愛知県、三重県)
- ・紀伊水道における中型まき網漁業と沿岸漁業の調整問題 (和歌山県、徳島県)
- ・唐津湾におけるカタクチイワシまき網漁業に係る調整問題 (福岡県、佐賀県)

☆広域的な資源回復計画の策定・管理

県域を超えて分布している魚種について、関係都 道府県や漁業者と調整の上、資源回復計画を策 定・実施

☆外国漁船の寄港の許可

外国漁船が我が国の港湾を操業の根拠地として [¬] 利用することを規制するため外国漁船の寄港の適否を判断

国の責務

国民への水産物の安定供給を図るためには、 水産資源の適切な保存及び管理により、 資源の持続的な利用を図ることが必要。

漁業の特色

- 多くの水産資源が都道府県域を越えて 分布・回遊するほか、多種多様な漁業者 が同一の資源を漁獲すること。
- 国際的な取り決めに基づいて規制を 行っている漁業もあること。

漁業調整事務所の必要性

- 漁業調整事務所の事務については国が 中立・公平かつ広域的な観点から統一的 に事務を実施することが必要。
- 機動的な漁業取締りや円滑な漁業調整を 行うためには、漁業調整事務所による事務 の実施が必要。

全国の主な漁業調整問題

- ① 北海道沖の沖合底びき網漁業(操業水域は北海道 ~ロシア水域)問題
 - →四者協議(沿岸漁業者、沖底業者、道庁及 び水産庁)による関係者間の取組の協議
 - →小型魚保護に配慮した操業等
- ⑦ 日本海大中型まき網漁業(操業水域は秋田沖~ 福岡沖)によるブリ漁獲問題
- →まき網は、水揚げ集中回避に留意して操業
- ⑧ 対馬周辺や山口県見島の大中型まき網漁業(操業水域は山口沖~東シナ海)問題
 - →ヨコワの自主規制等
- ⑨唐津湾におけるカタクチイワシまき網漁業に係る調整問題 (福岡県、佐賀県)
- →操業区域について両県漁業 者間で合意が成立
- ⑩紀伊水道における中型まき網漁業と沿岸漁業の調整問題(和歌山県、徳島県)
- → 操業区域について両県漁業者間で合意 が成立

- ② 道南沖の大中型まき網漁業 (操業海域は千葉沖~北海 道沖、③~⑤も同様)問題
 - →操業自粛海域の設定

- ③ 青森県(八戸、尻屋)沖の大中型 まき網、沖合底びき網漁業問題 →操業自粛海域の設定、するめ いか上限漁獲量の設定
- ④ 宮城県沖の大中型まき網漁業問題 →まき網は、沿岸漁場での操業を 自粛
- ⑤ 利根川尻の大中型まき網漁業問題 →さばの混獲を防止
- ⑥ 愛知県と三重県のサヨリ船曳網漁業問題 →両県漁業者間の操業区域等に関する 協議を水産庁が仲介
- ① 沖縄県沖パヤオ(浮魚礁)をめぐるかつお釣り漁業(宮崎、高知、静岡県籍等)問題 →パヤオ周辺でのかつお釣り船の操業自粛